



UN Assembly
760 United Nations Plaza
New York City
10017
USA

Joint Advocacy Initiative
The East Jerusalem YMCA
YWCA of Palestine



Winter 2011



JAI(パレスチナ YWCA・東エルサレム YMCA
ジョイント・アドボカシー・イニシアチブ)
マガジン 2011

パレスチナの国連加盟申請

日本語版作成 公益財団法人 日本 YWCA

もくじ

はじめに		・・・3
パレスチナ問題は国連の場で解決できるか	フランク・バラット	・・・4
国連への正式加盟申請—パレスチナの鼓動	カティンカ・アーカネス	・・・6
パレスチナの国連への正式加盟申請		
—国際法に基づいて自由への道を再調整する	ムスタファ・バルゲーティ博士	・・・8
正念場に立つ	グザビエ・アブ・エイド	・・・10
パレスチナの国家の地位—その法的影響	マリア・グレンナ	・・・12
イスラエル・パレスチナ紛争に対する		
権利に基づくアプローチ	アル・ハク	・・・15
パレスチナの国連加盟		
—パレスチナ難民にとってチャンスか試練か	アムジャド・ミトリ	・・・18
パレスチナの国家としての権利—それが原点	ナセル・イブラヒム	・・・20
グローバル化するインティファダー(民衆蜂起)における		
パレスチナの闘い	マーゼン・キムシエ博士	・・・23
草の根のイニシアチブ BDS 運動—自由・正義・平等		・・・27
国連への正式加盟申請—その後の若者たち		
「失望しながらも前へ進む」	ヤザン・アルズバイディ	・・・32
土地を守る —JAI GoCY*ノルウェー人ボランティア		
カティンカ・アーカネスによる農民とのインタビュー		・・・34
正義のための公正な貿易	リンダ・マルティンセン	・・・36

はじめに

パレスチナは、2011年9月に国連への正式加盟申請を提出しました。これはパレスチナ自治政府の新しい戦略であり、パレスチナ地域でもまた国際的にも、今までにはない大きな反響を起こしました。

申請を巡ってはたくさんの疑問が提示されました。成功するだろうか。提出の時期は良かったのだろうか。違う筋書きになる場合の準備はできていたのだろうか。実は狙いは全く別で、この申請は単にその一部だったのだろうか。何か欠けているものはなかったか。米国が拒否権を行使するのがわかっている、それにどう対処するつもりだったのか。

実際のところ、この動きは大勢の人の支持を受けました。これらの人は、国連への働きかけは常に考えていたと言います。イスラエルとの交渉に実りがないことは(1993年の「オスロ合意」以来)18年もの長きにわたる交渉で証明されているので、この時を待っていたとも言っています。一方では、PLO (Palestine Liberation Organization: パレスチナ解放機構)の代表権に関して懸念があると言う人もいます。特に、もしも PLO の国連での地位が変わった場合は法的に不利な問題が起きるのではないか、例えば国外で離散状態にあるパレスチナ人を代表するのは誰になるのかという懸念です。それとも、これは来たるべき交渉の場でパレスチナの法的立場を強くするための単なる布石なのでしょうか。

パレスチナでは、国連事務総長への正式加盟申請書の提出および国連総会でのアッバス大統領の演説を前にして国民的議論が起き、それはその後も続きました。この手段をとる際に、市民団体や市民運動からの意見が取り入れられなかったのはなぜかと言う人もいます。多くのパレスチナ人のグループが、10年以上にわたり、新しい政治戦略を求めてきました。国連への意見提出を目指す幅広い地域的かつ国際的な活動を取り込む政治戦略です。このようなグループの多くにとっては、今回の動きはパレスチナの外交的かつ国際的役割を強める良いチャンスとなりました。

しかし、パレスチナの新しい動きの中で何か欠けていたものがあつたのではないかと、また今でもあるのではないかと感じている人もいます。前回の成功に倣って BDS (Boycott, Divestment and Sanctions: イスラエルに対するボイコット・資本の引き揚げ・制裁措置)運動を組み入れてはどうか。市民の非暴力抵抗運動を活発にし、イスラエルの免責に抗議し、国家としての説明責任に取り組み、世界的な連帯運動を築くべきではないか。パレスチナ国内と世界各地で拡大し、将来性に弾みがついているカイロス運動と呼応して、世界中の信仰に基盤をおいた団体の役割を広めてはどうか。新しい戦略をつくるにあたり、こうした要素や活動の支柱を取り入れるよう求める声があります。そうすることで、新しい戦略は具体的かつ包括的になり、地域的にも国際的にも重要な影響を及ぼす道具となり、望ましい進歩と結果を出すことができるという声です。

本号では、この問題に光を当て、この新しいパレスチナの戦略に対してのさまざまな角度からの意見、また関係する情報を掲載しました。記事をお読みいただき、国連への正式加盟申請をめぐる動きについて考えていただければ幸いです。

読者の皆さまのご意見を歓迎いたします。皆さまからのご意見は、私たちの考えの中に取り入れていきたいと思っております。 JAI (パレスチナ YWCA / 東エルサレム YMCA ジョイント・アドボカシー・イニシアチブ) チーム

パレスチナ問題は国連の場で解決できるか

フランク・バラット

人権活動家、パレスチナに関するラッセル法廷

コーディネーター



交渉にはならない交渉、ただイスラエルとそれを支持する大国アメリカ合衆国のための、現状を固定化して現地の状況を何も変更できないようにするための交渉、この長年の交渉の後、ついにパレスチナ自治政府の大統領マフムード・アッバスは、今度ばかりはイスラエルと話し合いを持たずに一方的な決定をしました。

アッバス大統領は、パレスチナの問題を国連へ持ち込み、パレスチナを国家として認め国連の正規加盟国として受け入れるように国連安保理に要請しました。

この歴史的提案は、2011年9月23日にニューヨークでおこなわれました。

アッバス大統領は国連総会の場でスピーチをおこない、スタンディングオベーションを受けました。国連総会でのスタンディングオベーションは極めてまれなことで、イスラエル代表と米国代表はこの事態に驚いて瞬きもしませんでした。

アッバス大統領の動機は、感情に突き動かされた部分が大いということは容易に理解できます。つまり、パレスチナ人が自分たちの手でなんとかしたい、パレ

スチナ問題を国際社会に訴えたい、強い圧力に屈せず、大国のご都合主義を暴きだしたいということです。一方で、過去に国連でおこなわれたことを調べ、現実根ざした行動をとることも大事ではないでしょうか。

実際のところ国連は、少なくとも安保理は、世界でも非民主的な組織です。5つの常任理事国(誰がこれらの国を選んだのでしょうか)は、この5カ国以外の世界中の国(188カ国)が出したどんな決定にも拒否権を出す権利を持っています。そして国連はその歴史の中で、常に大国の利益を代弁してきたのです。

国連の歴史を少し振り返ってみるとわかりますが、創設以来国連はイスラエル関係の89の安保理決議と247の総会決議を履行させることができませんでした。イスラエルは自らを「ユダヤ人国家」とよび、大国の一味で、国際法を守りません。自分たちに友好的な大国から、法は誰にも同じように適用されるべきである、と忠告されるなどと思っていません。そういうことなのです。

マフムード・アッバスはどんな犠牲を払ってでもこのような厳しい現実を回避したいと思っているのです。

ですから私たちは、自分自身に問わなくてはなりません。「近い将来、状況を良い方に変革するのに本当に必要なことは何だろうか」と。

国際連帯と国際市民社会の結集が鍵です。交渉や話し合いでは解決できません。力を持つ占領者は決して話を聞こうとしませんし、被占領地の人々と本気で交渉しようなどとは思っていません。必要なのは、占領国によって日常的におこなわれている最も基本的な人権の侵害を、外圧によって止めさせることです。

2005年に BDS(イスラエルに対するボイコット・資本の引き揚げ・制裁措置)運動が登場し、こうした外圧はすでに始まっています。このような運動は、国際連帯運動、ガザに自由を運動、抗議船団運動、一つの国を目指す運動、パレスチナに関するラッセル法

廷運動など多くの運動と合わせ、時間の経過とともにイスラエルがならず者国家であるという認識を広げていくでしょう。80年代から90年代初めの南アフリカがそうであったように。

「アラブの春」も私たちに道を示しました。チュニジア、エジプト、イエメン、シリア、リビアなどに衝撃を与えたこの流れは、国の指導者に対する強力な警告となりました。「あなた方はもう主役ではない」というのが主たるメッセージです。あなた方の政治工作が実現されるのを待ってはいません。私たちは、自分たちの歴史を自分たちで書きあげていきます。アラブの春の衝撃は、パレスチナとその闘いに良い影響を与えるでしょう。この運動は拡大を続け、しかもいわゆる「リーダー」にお伺いをたてることなくおこなわれるでしょう。これは市民の自発的な、ボトムアップの運動です。誰にも止めることができない大きな波です。■

フランク・バラット編集の本は以下の2冊です。

『ガザの危機(Gaza in Crisis)』 ノーム・チョムスキー(Noam Chomsky)、イアン・パッペ (Ilan Pappé)共著
(ヘイマーケット/ペンギン)

『イスラエル占領の共犯者(Corporate Complicity in Israel's Occupation)』
アサ・ウインスタンリー(Asa Winstanley)と共編 (プルート出版)

国連への正式加盟申請ーパレスチナの鼓動

カティンカ・アーカネス

PLO(パレスチナ解放機構)の国連への正式加盟申請に関して、パレスチナの人々がどう考えているかを明らかにしようという試みとして、JAI(パレスチナ YWCA/東エルサレム YMCA ジョイント・アドボカシー・イニシアチブ)はあるアイデアを編み出しました。一枚のポスターが人々の反応をはかる温度計となったのです。

私は、ノルウェー人のボランティアとして、8 月末にパレスチナに入りました。私の新たな居住地であるこの地は、その後何か月かにわたり刺激的な時期を迎えることとなりました。パレスチナ解放機構が国連に接近し、独立国家としての承認と国連加盟を求めたのです。

ノルウェー人であるということは、おそらく「国連に対して全面的信頼を持つ者」と同義でしょう。私は、国連への申請に対する熱狂ぶりと、来るべきパレスチナ国家を祝う盛大な祝賀ムードを期待していました。しかし地元の人々の関心はそれほど高くはなく、北欧の理想主義者としては当惑しましたが、ハリール・ジブラーン¹の「困惑は知の始まりである」という言葉を思い起こし、私はあきらめませんでした。

パレスチナの人々と話していくうちに、私は自分の当初の考えをひとまず棚上げにすることにしました。加盟申請の存在は、ヨーロッパや西側諸国に限られた問題ではないはずです。私が質問しているパレスチナ人に、法律的な質問の内容をうまく伝えられるまである程度の時間はかかりましたが、彼らが国連への取り組みについては知っていることがわかり安心しました。しかし話していくうちに、彼らの熱意は失せて



いくのです。そこで私は次のように考えました。「誰が何のために今回の手続きを始めたのか。これはパレスチナの人々にとってどういう意味があるのか」

私は質問の答えを求めて街に出ました。その方法はシンプルです。わからなかったら質問する。そして、私は出会った人すべてに質問しました。男性と女性、老人と若者、金持ちと貧しい人。私の質問は簡単です。「今回の 9 月の国連加盟申請はあなたにとってどんな意味を持ちますか」。これがその結果です。

ポスターへの書き込みをみると、意見は二つのグループに分けることができます。第一のグループは、加盟申請に否定的な人たちで、理由は、変化というものに対する不信、またはこれまでのプロセスが自分

¹ Khalil Gibran、レバノン系米国人の作家

たちと離れたところで動いていると感じていることに起因するようです。疑念を持っている人たちは、こんなコメントをします。例えば「パレスチナに残っているものを売り渡すことになる」、「不可能だ」。ある人は、終わりのない衝突を意味する無限大のしるし∞を書いたりします。プロセスへの無力感のために否定的な人たちは、9月の申請発議は「無意味」、「お粗末な戦略」の結果である、この計画全体が「見せかけの希望」である、などとコメントしています。

楽観的な見方をするグループはわかりやすいのが特徴で、スマイルマークや、「賛成です」、また「私はパ

レスチナを愛しています」などとコメントしています。楽観主義者は、主に、国家に対する心情やパレスチナ人としてのアイデンティティへのプライドから、加盟申請への支持を強く表明しています。

すべての書き込みを見ると、国連加盟申請については温度の異なる観点があることがわかりました。国連加盟という主題と同時に、国内の政治的動静の温度も計測されたのです。双方とも、心はパレスチナに熱く鼓動していますが、政治家と、この土地で暮らす人々とは、ほとんど凍りつくほどの冷たい関係であるようです。■

カティンカ・アーカネスは、2011-2012年 JAI GoCY*ノルウェー人ボランティアです。

*訳者注:GoCY は南と北のYMCA とYWCAによる若者交流プログラム。Go and See the Y、Go and See whyを意味する。



パレスチナの国連への正式加盟申請 —国際法に基づいて自由への道を再調整する

ムスタファ・バルゲーティ博士

9月を過ぎ、パレスチナは国連において、少なくとも130カ国の支持を得ました。パレスチナの人々が、1967年時点の国境線に、東エルサレムを首都とする、パレスチナ人自身の独立国を設立するための主権が支持されたのです。

これは、歴史的な瞬間です。20年にわたる不毛な交渉、果たされなかった約束、被占領ヨルダン川西岸地区のほとんど半分をむさぼる絶え間ないイスラエルの植民地化の末に、パレスチナは、平和と正義のための主導権を握ろうとしています。私たちは、国際法に基づいて、平和への道を再調整したいと思っています。全世界は、イスラエルの占領、人種隔離政策を終わらせ、パレスチナの国家としての地位を獲得するために責任を負う必要があります。64年前、パレスチナを二つの国に分けると決定した国連が、今、歴史的な誤りを正し、今日までその誕生が不当に否定されてきたパレスチナ国家を尊重する場となりました。

パレスチナの存在は、国連のもう一つの加盟国メンバーであるイスラエルによって、不法に無効とされ、否定されてきました。1949年3月のイスラエルの国連加盟は、国連決議第181号(二つの国)と国連決議194号(パレスチナ難民の権利)を受け入れることを条件としましたが、62年後の現在もパレスチナの不可侵の権利はいまだに侵害され続けています。

これからは、パレスチナの時代です。私たちは、ガンジーとマルチン・ルーサー・キングから学びます。私



たちは、パレスチナの権利が獲得されるまでは、イスラエルと彼らの製品は、どこにおいても歓迎されないということをイスラエルにわからせるキャンペーンを続けるよう、世界中の市民社会を促します。またパレスチナの被占領地全域で、平和的なデモをおこない、若いパレスチナ人、イスラエル人、国際的な活動家たちが集まって、イスラエルの人種隔離政策に異議を申立てるよう促します。さらに、私たちがパレスチナ国家としての目標を達成するためには、より強い外交活動が必要です。この状況下においては、国連への正式加盟申請は、存続不可能な現状に挑戦するための、パレスチナの最も勇気ある外交上の抵抗運動なのです。

国連への正式加盟申請に対するイスラエルのヒステリックな反応は、イスラエルの日々の不法行為に対する私たちの賢い抵抗に、イスラエルが向き合う準

備を全くしていなかったことを示しただけでした。イスラエルは敵意を持って、ビルン(Bil'in)やナビ・サレハ(Nabi Saleh)でのパレスチナ人のデモを抑圧し、世界の人々と接触することをやめさせようとしてきました。占領下にあるパレスチナが、イスラエルの占領を非合法化するような、世界に通用する重要な手段を手に入れるだろうことを知っているのです。イスラエルはまた、もはや圧制を許容せず罪を放置しないというこの地域の新しい現実が、これまでの彼らの罪が処罰されない文化を問題視するであろうということを知っています。この新しい中東では、民主主義によってまかれた種から力と光り輝く自由が花開いています。この地域では、人々は、自分の運命の責任を引き受け、圧制、屈辱、搾取から自由な、彼ら自身の運命を切り拓いています。このような気運は、パレスチナを例外とするものではありません。また、中東を渡る自由の叫びを支持する世界も無視することはできないはずで

す。国連への正式加盟申請が意味するのは、パレスチナの闘いが、1967年の国境線によるパレスチナ国家の承認によって解決するということでしょうか。いいえ、そうではありません。不可譲のパレスチナ人の権利は、国連制度内における長年の厳しい努力によって保護されてきました。国際法では、イスラエルが占領をやめ、パレスチナ難民の権利を尊重する義務に関して、とりわけ明確に規定しています。より強くなったパレスチナは、世界中のパレスチナ人の権利を主張し続けるべきです。PLO(パレスチナ解放機構)は、最終合意に達するまでなくならないでしょう。それは、私たちの権利であり、約束であり、義務なのです。

2011年9月は、パレスチナの大義にとって、戦略上重要な転換点であるに違いありません。私たちは、

物事の進め方をきっぱりと変えるために、この機会をうまく利用すべきです。それは、国際連合で、独立国としての承認を得ることだけでなく、その後のことも含まれます。国内的には、国民間の和解とパレスチナの結束が、最優先とならなくてはなりません。次の数ヶ月に私たちが成し遂げなくてはならない目標は、パレスチナ民族評議会、議会、大統領の選挙が、すべてのパレスチナ人が代表されるような形でおこなわれることです。

対外的には、世界の政治的な意志がなければ、パレスチナ国家は解放されず、パレスチナ人の権利は侵害され続けるということを世界に理解してもらわなくてはなりません。イスラエルが、植民地化、人種隔離政策を推し進め国際的孤立を深めるか、平和と正義を追求するか、選択を迫られるようにしなければなりません。

9月が来て、もう後戻りすることは出来ません。もし、イスラエルが解決策を得たいのなら、彼らは何をなすべきかを知っているはずで

す。イスラエルは、その責任を受け入れ、国際社会の総意に従うべきです。イスラエルは、自国民の平和と安全を保障するためには、けんか腰な態度や人種差別をもって行動することをやめ、関連の国連決議を履行しなくてはなりません。その中には、分離壁についての国際司法裁判所勧告的意見関連のものも含まれます。真の永続的平和的統治のためには、イスラエルは占領を終わらせ、不法な入植地事業をやめなくてはなりません。国際社会は、パレスチナ国家承認と国連加盟申請を支持すべきです。そうすることではじめて、世界は平和に投資することになり、国際法に基づく平和への道を再調整し、延びのびになっていた自由を、パレスチナにもたらすのです。■

ムスタファ・バルゲーディは、パレスチナ・ナショナル・イニシアティブ(Palestinian National Initiative)の事務局長であり、パレスチナ立法評議会議員、パレスチナ民族評議会議員です。

正念場に立つ

グザビエ・アブ・エイド



2011年9月にアッバス大統領が国連でおこなった演説は、何世代にもわたって記憶されるでしょう。それは、「行動」か「(イスラエルとの)共謀」かいずれかを選ぶよう、国際社会にはっきりと選択を求める演説でした。また、大統領は1967年の境界をパレスチナ国家の国境と認めるよう世界に求め、私たちパレスチナ人の自決権は決して交渉に左右されるものではないことを明言しました。大統領が国連への正式加盟申請書を高く掲げたその瞬間は、私にとって決して忘れられない日の最高の瞬間でした。

アッバス大統領はその感動的な演説の中で、パレスチナの人々に影響を及ぼしているすべての問題に言及しました。イスラエルを「ユダヤ人国家」として認めよという受け入れがたいイスラエル側の前提条件(それが当該地域に住む150万人を超えるパレスチナ人キリスト教徒やイスラム教徒に与える壊滅的な影響についても)、入植者集団によるパレスチナ人への攻撃、土地を奪われ追放されるエルサレムの住人たち、ガザ地区の包囲、そして、世界最大数の難民であるパレスチナ難民の権利などさまざまな問題で

す。演説は明確で率直で理路整然としていました。そして演説は、パレスチナの解放および、パレスチナの人々の民族的権利と人権の尊重のために、民衆による非暴力の抵抗を味方につけることを目指したより幅広いキャンペーンでもありました。

民衆の非暴力運動の結集、あるいは外交を通じてパレスチナ人が自分たちの権利を迫及する権利に、誰も異議を申し立てることはできません。これは、最後の植民地という状態に終止符を打つための合法的な手段です。パレスチナ国家の承認を求めることは、国際的に認められた国境のもとで合法的な民族自決権を行使することです。またこれは、現在イスラエルの一方的かつ非合法の植民地政策によって脅かされている「2つの国家」という国際的に承認されたビジョンを実現することです。

私たちの目標は、これまで多くの国連決議が明言したことと同じです。つまり、1967年の国境でパレスチナ国家を樹立し、イスラエルによる占領を終結させることです。相互承認と国連加盟は、この目標達成に向けた重要な一歩であるだけでなく、今後の中東地域の平和に対する国際社会からの投資でもあります。

パレスチナ国家宣言は130カ国からの承認を得ました。イスラエルは、パレスチナを承認した国々は「後進国、イスラム国家、あるいは左翼国家」であると説明しようとした。しかし、そうした企てにもかかわらず、パレスチナを承認した国々にはブラジル、インド、ロシア、中国、南アフリカなどが含まれていました。この事実は私たちの行動が正しかったことをまさ

に確認するものです。世界の人口の3分の2以上の人々が住んでいる国々がパレスチナ国家を承認し、その中には世界で最も人口が多い10カ国のうち9カ国が含まれています。今こそ、他の国々もパレスチナ国家を承認し、パレスチナの国家としての権利獲得に向けたさらなる一歩を踏み出す時です。

パレスチナが国家として承認されれば、イスラエルによる占領は終結するでしょうか。答はノーです。しかし、非合法的行為を止めさせるためにイスラエルに大きな政治的圧力を加えることにはなるでしょう。1967年の国境によるパレスチナ承認はイスラエルを「非合法化する」企みだというイスラエルの主張は、ヨルダン川と地中海の間に自国以外のいかなる主権国家の存在の可能性も受け入れる用意がイスラエルにはないことを示すだけです。国連への正式加盟申請はまさに、イスラエルの不法占領を非合法化するためでもあります。

国連総会でアッバス大統領は国際社会に問いかけました。「今こそ正念場であり、パレスチナの人々は国際社会からの答えを待っています。世界で他に例のない占領状態であるイスラエルによるパレスチナ占領を、今後も世界は許すのでしょうか。そしてイスラエルが、法の適用を超え、説明責任を問われない国家であり続けるのを許すのでしょうか。イスラエルが今後も、安全保障理事会、国連総会、国際司法裁判所などの決議や世界の圧倒的過半数の国々の見解を拒否し続けるのを許すのでしょうか」。私た

ちは、パレスチナ国家の権利獲得に向けた努力を続けながら、アッバス大統領の問いに対する明確な答えを待っています。パレスチナは正念場に立っています。■



グザビエ・アブ・エイドは、パレスチナの和平交渉チームのアドバイザーです。

パレスチナの国家の地位—その法的影響

マリア・グレンナ

法律家、元 JAI ボランティア



はじめに

パレスチナの国連への正式加盟申請は、国際法上の国家の地位、特に国家承認の条件およびその結果に関していくつかの問題を提起しています。このマガジンが発行される時点では、今回の申請がパレスチナの国家の地位および国連における地位になんらかの結果をもたらすかどうかは、まだはっきりしません。こうした不確かな状況を考慮し、ここでは主に国家の要件とその結果、国連加盟について取り上げます。

国家の要件と国家承認に関して

慣習国際法によると、パレスチナが国家とみなされるには一定の法的要件を満たす必要があります。国家の地位に関して最も広く認められている基本的要件はモンテビデオ条約に示されています²。条約の第1条に明記されているように、国家が成立するには次の要件を満たすことが必要です。すなわち、永久的住民、明確な領域、政府、他国と関係を取り結ぶ能力です³。したがって、これらの要件を満たす限り、パレスチナは国家とみなされるべきです⁴。

承認を受けることは国家の条件であると主張する法

律学者もいますが、承認は必要ないという意見が現在は大勢を占めています⁵。そ

れにもかかわらず、国家の要件を満たしている証拠として「承認」は依然として重要な役割を果たしています⁶。オッペンハイムが述べたように、「承認されない限り国家の存在はないと国際法に記されていないが、承認されないうちは国際法上存在しない」⁷のです。したがって、パレスチナを国家として認める国や国際組織などが増えれば増えるほど、国家の地位を求めるパレスチナの声は影響力を強めます。

国連加盟

現在、パレスチナの国連での地位は非加盟オブザーバーですが、国連に正式加盟を申請することで国家としての承認を得ようとしています。国連憲章第4条(1)によると、国際連合における加盟国の地位は、「この憲章に掲げる義務を受諾し、且つ、この機構によってこの義務を履行する能力及び意思があると認められる他のすべての平和愛好国」に開放されています。

² D.RAIC, Statehood and the law of self-determination (Kluwer Law International, 2002) 49 ページ

³ 国家の権利及び義務に関する条約（モンテビデオ条約）（第7回米州諸国会議 編、1933）

⁴ 例えば John Quigley は、パレスチナは基準を満たしている、と述べている。J.B. QUIGLEY, The statehood of Palestine: international law in the Middle East conflict (Cambridge University Press, 2010) 245-246、252 ページ参照

⁵ JOHN CERONE, The UN and the Status of Palestine—Disentangling the Legal Issues, 15 American Journal of International Law(2011).

⁶ J.CRAWFORD, The creation of States in International Law (Oxford University Press, 2007). 27 ページ

⁷ L.OPPENHEIM, International law: a treatise (Peace, London, Longmans, Green and Co. 8 編, 1995). 122 ページ

加盟には安全保障理事国の過半数の賛成⁸と、常任理事国による拒否権行使がないことが必要です⁹。最後に国連総会の3分の2の多数によって加盟が承認されます¹⁰。

国連加盟申請に代わるもう一つの方法として、パレスチナは非加盟オブザーバー国家の地位を申請することができます。オブザーバーの地位は国連憲章には規定されていませんが、総会は国家や組織などに対してオブザーバーの地位を与えるという慣行をつくり出しました。

オブザーバー国家の承認は総会における一般的な意思決定方法と同じで、「重要な」問題でないかぎり、過半数の支持によって認められます¹¹。重要問題に関しては3分の2の多数によって決まりますが、重要問題かどうかの決定は過半数によっておこなわれます¹²。

国連への正式加盟申請が承認されたとしても、パレスチナが自動的に国家とみなされることはないでしょう。しかし、どのような形であれ「国家」という位置づけの獲得は、パレスチナが国家であることのより有力な論拠になります。なぜなら、それは国連機構では国家として扱われるということであり、国連加盟国の大多数がパレスチナを国家として認めたことになるからです。

最近、ある国際法学者が、国連への正式加盟申請の結果、パレスチナ解放機構(PLO)に代わってパレスチナ国家がパレスチナ人の代表になる可能性がある¹³と述べました¹³。国連への代表を誰にするかは

⁸ 国連総会手続規則 第14章

⁹ 国際連合憲章(国際連合編、1945)第27条 第3項

¹⁰ 同上

¹¹ 同上、第18条(2)および(3)

¹² 同上、第18条(2)および(3)

¹³ GUY S. GOODWIN-GILL, A Legal Opinion on The Palestine Liberation Organization, the

通常その国の内政問題であり、国家代表を承認するのは国連総会の信任状委員会です¹⁴。

しかし、演説ではPLOについて「パレスチナ人の唯一正当な代表」¹⁵とも述べており、この演説が代表に関してなんらかの変化をもたらすかどうかは不明です。さらに、信任状の変更が総会で拒否される¹⁶可能性がありますし、PLOはパレスチナ人の唯一正当な代表として国際的に認められています。

パレスチナの国家の地位がもたらす影響

パレスチナが国家として承認されると、国際法上の国家の権利をすべて有することになります¹⁷。これらの権利は、国家主権、国家および国家公務員の免責、国際条約の締結など¹⁸です。

また、国家としてパレスチナはいくつかの国際裁判所を利用できるようになります。国際裁判所は締約国に対してのみ管轄権があります。パレスチナはどの国際裁判所の締約国でもありません。一方、イスラエルは国際司法裁判所の締約国ですが、国際刑事裁判所(ICC)の締約国ではありません¹⁹。

future State of Palestine, and the question of popular representation(2011), at <http://www.documentcloud.org/documents/238962-final-pdf-plo-statehood-opinion-arb.html>.

¹⁴ 手続規則(国際連合総会編、1984)規則27-29

¹⁵ マフムード・アッバス、演説(2011)。

http://gadebate.un.org/sites/default/files/gastatements/66/PS_en.pdf

¹⁶ 総会は南アフリカがアパルトヘイトを実施していた間、南アフリカ代表団の信任状の受領を拒否した。国際連合総会決議2636(XXV)(1970),

<http://www.un.org/depts/dhl/resguide/r25.htm>.
参照

¹⁷ CERONE

¹⁸ COLIN WARBRICK, States and recognition in international law, in International law (M.D. Evans 編、2006)242-243 ページ

¹⁹ 国際刑事裁判所、ローマ規程締約国、
<http://www.icc-cpi.int/Menu/ASP/states+parties/>.

国際司法裁判所(ICJ)規程では、ICJを利用できるのは実質的に国連加盟国に限定されています²⁰が、パレスチナ人は規程の第 35 条(2)および安全保障理事会決議第 9 号(1946 年)に基づいて ICJ に提訴することができます。安全保障理事会決議第 9 号は、ICJ の管轄権を受諾するとの宣言書を ICJ に提出すれば ICJ 規程の締約国ではない国も利用できるとしています²¹。

ICC ローマ規程第 12 条の(3)は、「この規程の締約国でない国」が「問題となる犯罪について裁判所が管轄権を行使することを受諾する²²」なら、利用できるとしています。

2008 年～2009 年のガザでの武力紛争の間、パレスチナ自治政府はパレスチナ領土内でなされた行為に対する裁判所の管轄権を認める宣言書を ICC に提出しました²³。その後、ICC の検察官は、とりわけ裁判所の管轄権について調査しています²⁴。もしパレスチナが国家ならば、犯罪者がイスラエルのようなローマ規程の締約国の国民でなくても、ICC はパレスチナ領土でなされた犯罪を訴追することができます。

法的影響に加え、パレスチナの国家の地位は多くの政治的影響をもたらすでしょう。特に、国家の地位を得たパレスチナはイスラエルと対等な立場になるので、イスラエルは交渉において優位性を失い²⁵、パレスチナは 1967 年の国境線内にある領土への権利をより強く主張できるようになるでしょう²⁶。■



²⁰ 国際司法裁判所規程（国際連合 編、1945）による。第 35 条(1)裁判所は、「この規程の当事国である諸国」に開放する。規程は国連憲章と不可分なため、締約国は国連加盟国である。

²¹ 国際連合安全保障理事会決議 9(1946)
<http://www.un.org/documents/sc/res/1946/scres46.htm>.

²² 国際刑事裁判所ローマ規程（国際刑事裁判所編、1998）第 12 条(3)

²³ 国際刑事裁判所報告(2010)

²⁴ 同上

²⁵ QUIGLEY. 249 ページ

²⁶ MOHAMED ELSHINNAWI, Palestinian Bid for Statehood Creates Diplomatic Crisis, Voices of America (2011)

イスラエル・パレスチナ 紛争解決に対する 権利に基づくアプローチ



アル・ハク(Al-Haq)

ここ数十年、イスラエルとパレスチナの代表間の交渉は、国際司法に対する働きかけを二の次にし、犠牲者への正義を否定し、あらゆる犠牲の下に進められてきました。その結果、イスラエルによる国際法違反の恒久化とパレスチナ人の置かれた状況の悪化をもたらしました。一例を挙げれば、1995年のPLO-イスラエル暫定合意(オスロ合意)は、国際法の原則に違反する政策を恒久化するのに悪用されました。恒久的平和の前提条件は、権利に基づくアプローチによって将来の犯罪を防止し人間の尊厳を促進することです。これまでの交渉はこうした基本理念を無視してきました。

長期に及ぶこのような状況を打開する目的で、2011年9月23日、パレスチナは国連事務総長に国連正式加盟申請書を提出しました。これは、国際機関や条約に加盟し、国際刑事裁判所(ICC)をはじめ国際的な説明責任を求める手段へのアクセスを得るために幅広くおこなっている一連の取り組みの一環です。国連組織におけるパレスチナの地位の格上げは、パレスチナ国家の政治力および国際法人格を強化し、イスラエルによるパレスチナ占領と継続的な国際法違反を止めさせようとする国際社会への影響力を高めるでしょう。また、パレスチナは国際刑事司法制度をはじめ、より実効性のある司法システムを利用できるようになるほか、イスラエルを含む他の国々と対等な立場で主権的権利を主張できるなどのプラスを享受するでしょう。

私たちアル・ハクは被占領パレスチナ地域(OPT)における人権の保護・促進に尽力する組織であり、今回の申請が国際法の下でパレスチナ人の権利保護に及ぼす法的・政治的意味を分析しました。私たちが作成した「加盟申請に関する法的見解」では、国際法と現代の法的慣習を厳密に適用することで、国民的議論の中で取り上げられてきた疑問や懸念を明確にし、また、必要に応じて、すべてのパレスチナ人の権利を全面的に行使する上で脅威となりうる問題を指摘しています。

最初の法的見解「パレスチナの国連正式加盟申請に関するアル・ハクの Q&A」ではパレスチナ国家としての地位、国連においてパレスチナ国家に与えられている選択肢、および、加盟申請に伴って考えられるプラスとリスクなどについて考察しました。そして、国家の存在は純粋に事実に基づくもの、かつ政治的事柄であり、パレスチナはこれまでずっと大多数の国家および国際機関から「一つの国家」として扱われてきたため、今回の申請自体はパレスチナ国家としての地位にとって法的意味は持たないという結論に達しました。したがって、国連加盟を求めることで、パレスチナは国家樹立の権利を主張するのではなく、むしろ既存の国家としての地位によって生じる権利を主張します。また、このような国連への正式加盟申請は何かの権利の行使ではなく、既存の権利に基づく訴えを進展させるための手段でしかありません。

加盟申請に関する国民的議論では、国際レベルにおけるパレスチナ人の代表の仕組みに変化が生じるのではないかと懸念され、また、そうした代表の変化が、帰還権、賠償を受ける権利、自決権をはじめとする今後の権利主張に及ぼすかもしれない影響についても心配されました。中でも最も深刻な懸念は、この申請によって、離散パレスチナ難民、イスラエルのパレスチナ市民、OPT (Occupied Palestinian Territories: 非占領パレスチナ地域) のパレスチナ人を含むすべてのパレスチナ人の、実効的な集団としての代表や権利主張が脅かされるのではないかと、いうことでした。アル・ハクの第二の法的見解「パレスチナの国連正式加盟申請およびパレスチナ人の権利の代表に関するアル・ハクの Q&A」は、こうした問題について考察し、次のような結論に達しました。代表能力を持つ PLO は、大部分が避難民であるすべてのパレスチナの人々の代理として主張を代表できます。一方、パレスチナ国家が個々人の主張をさまざまな国際制度に持ち込んでいく上で、「国民ではない人々を代表している」という点で他国に対して限界はありますが、国家となれば、国際制度を通じて権利を主張する上で PLO より大きな政治力と可能性を持つ、という結論です。

この結果、パレスチナ国家としての代表性と並行して、国際的に認められた代表としての PLO の固有の役割を守ることが最も重要です。パレスチナが国連加盟国となることで、パレスチナ国家としての取り組みにすべてのパレスチナ人の利益が完全に統合され、国連制度への参加が可能になるようにしなければなりません。PLO はまた、パレスチナ国家と並行して、現在の役割と能力を維持しながら国連制度の外で引き続き機能しなければなりません。というのも、PLO は国際法の限界に直面したり国家間関係における慣行に従うこともないからです。ですから、パレスチナの国連正式加盟申請は、慎重かつしっかりした判断に基づいて対応しなければなりません。また、すべてのパレスチナ人の権利の最大限の保護、および PLO

の役割と機能の維持を確実にする確固とした方法を持つ必要があります。一方、今後パレスチナの代表機関 (PLO および PA (Palestinian Authorities: パレスチナ自治政府)) の内部改革をおこない、すべてのパレスチナ人の法的保護が保証され、市民的および政治的人権にしたがって、彼らが政治に参加できるようにしなければなりません。

驚くべきことに、パレスチナの加盟申請にあたって、EU と加盟国多数はパレスチナは ICC に申し立てをしないという約束を申請の条件にしようとしたと伝えられています。そのような行為は、ICC に対する EU 自身の立場と矛盾するばかりでなく、裁判所とその権限を傷つけ、正義と説明責任のために本当に必要とされる重大な機会を妨害しようとするものです。そして、イスラエルは法の適用を受けない、また受けるべきではないという危険なメッセージを送ることもなります。法を順守する国々がイスラエルの国際犯罪を防止するのを嫌がるだけでなく、イスラエルの継続的な刑事免責を積極的に支持する時、国や国際機関でなければ、いったい誰が正義と平和の世界秩序という規範的基礎を守るのでしょうか。

こうした観点から、パレスチナの加盟申請は、国際法順守はパレスチナ人の権利保護の不可欠な枠組みであり、かつ紛争に対する公正で持続可能な解決の唯一の基盤であることを改めて表明する重要なチャンスです。国境や難民など最終的な地位問題に関する交渉に着手できるのは、すべての軍隊の事実上の撤退、およびすべての入植者の撤退を含む国際法のあらゆる違反行為の中止によって占領が終結してからです。国際法では武力による領地の獲得を禁じ、占領時における力による「土地交換」についての交渉も禁じています。しかし、「土地交換」の交渉はとりわけカルテット (国連、米国、EU、ロシアの4者による外交的働きかけ) によって促進されています。

また、加盟申請によって、紛争における国際社会、

とりわけ EU の役割の重要性について改めて確認することができました。さらに、パレスチナの人々に対する EU の義務についてもそうです。それは、イスラエルによる継続的な国際法違反に対して EU が行動を起こさなければならない義務があるからです。同様に、パレスチナ人を代表するということが、国連制度の内外で確実に維持され円滑に進められるようにするの

は、パレスチナ人、とくにパレスチナ難民に対する国際社会の責任です。ですから、パレスチナ人被害者が国際司法を受けられるようにするためのパレスチナの加盟申請が政治圧力で妨害され、交渉の場に戻され、被害者に正義をもたらすことを否定し国際犯罪の犯人を保護し続けるようなことがあってはなりません。■

アル・ハク (Al Haq) はイスラエル西岸、ラマラに拠点を持つ人権擁護のパレスチナ NGO です。人権促進および OPT における法の支配促進のために 1979 年に設立されました。アル・ハクは国連経済社会理事会の特別協議資格を有しています。



パレスチナの国連加盟

—パレスチナ難民にとってチャンスか試練か

アムジャド・ミトリ



「国連加盟申請」によって生じるパレスチナの大義実現へのチャンスと試練については多くのコメンテーターや専門家が議論してきました。この申請はイスラエルによるパレスチナの占領や植民地化を終わらせるための重要なステップに位置づけられる、とするものから、全く何のメリットも生まれえないというものまで議論はさまざまです。本稿は、パレスチナが国家として認められ国連加盟国として承認された場合、パレスチナ難民や国内避難民(IDPs)にどのような法的結果が生じるかを結論づけるというよりは示唆するものです。パレスチナ難民や IDPs が負うであろうリスクと彼らの今後の見通しとに焦点をあてるためには、被占領パレスチナ地域(OPT:東エルサレムを含むヨルダン川西岸地区とガザ地区)の全体的な状況をまず理解しなければなりません。1948 年から現在に至るまでのイスラエルによるパレスチナ人の計画的排除は、パレスチナ人の強制移住という政策と実行、つまり民族浄化に相当します。これは今も続いており、継続するナクバ(大惨事)です。その結果、現在までに

世界中のパレスチナ人口の70%が難民かIDPs、あるいはその両方になっています。したがって、パレスチナ難民あるいはIDPsの問題について論じる際は、現在のパレスチナ難民とIDPsの権利、中でも帰還の権利は最重要ですが、そこだけにとどまらず、将来の強制移住を阻止することも論じなければなりません。必然的に、「国連正式加盟申請」についても同様な観点で判断されねばなりません。

難民の権利(帰還)

パレスチナ国家の承認あるいは国連加盟そのものは、イスラエルによる帰還権否定に何ら変化をもたらしません。むしろ逆にイスラエルは、パレスチナ難民はせいぜい1967年の国境線に基づくパレスチナ国家の領土に戻る権利を有するだけであると主張するかもしれません(とはいえ、パレスチナ難民の自国への実質的な帰還は占領勢力によってなおも妨害される可能性があります)。国際的に認知された帰還権は、難民やIDPsが自らの故郷や出身地に戻ることを目指したのですが、必ずしもそれが出身国にあたるとは限らず、この分析ではその点が考慮されていません。また、「加盟申請」は離散状態にあるパレスチナ難民のパレスチナ国家に対する政治参加や政治的排除の増減を左右しうるのはです。この観点から、離散パレスチナ難民に市民権や選挙権が付与されるかどうかの問題は、根本的な重要性をもっています。さらに、国家代表をどうするのかという問題は非常に重大です。現在はOPTの内外を問わず、パレスチナ解放機構(PLO)がすべてのパレスチナ人を代表しています。それでは、1967年の国境線で限定されると見られるパレスチナ国家が、同じようにすべての

パレスチナ人の代表を続けることができるのでしょうか。それとも領土内の住民だけの、あるいは今後付与される可能性のあるパレスチナ市民権を所持する住民だけの、またはその両方の代表なのでしょうか。

強制移住の防止(保護)

国連の国家承認や加盟が可能になっても、現地における現実が変わることはないでしょう。OPT は依然として占領地とみなされたままでしょう。このことが導く結論は、パレスチナ国家は領土と住民に対する実質的な統治と管理を欠いたままであるということなのです。必然的に、イスラエルは占領地に入植地をつくり、定住民を生みだし、何百もの軍事検問所や障害物、「分離壁」および付随する管理体制を敷き、OPT 全域で人々の移動の自由を厳しく制限するなど、国際人道法や国際人権法および国際刑事法を侵犯し続けるでしょう。こうした犯罪に対する最善のシナリオは、国連加盟国となったパレスチナが個々のケースを国際刑事裁判所(ICC)に申し立てたり全体状況を国際司法裁判所(ICJ)に訴えるなどの方法で闘うことができるようになるというものです。この二つの裁判所に主張を提出して、イスラエルによってなされた国際犯罪や不法行為が有罪か否かを裁定してもらえます。加えて、パレスチナ国家は、「武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも」禁止している国連憲章の第2条4項によって守られることになります。

たとえ現地における現実が変わらないとしても、前述の法的手段を通して、パレスチナ人に対するイスラ

エルの行動や政策に立ち向かう新たなチャンスの窓が開けるでしょう。既にある程度の保護が存在していることを認識するのも重要です。例えば、ICJはイスラエルの「分離壁」は違法であり、撤去し、パレスチナの被害者に補償しなければならない、と裁定しました。その他にも「ゴールドストーン報告書」は、イスラエルは2008年～2009年のガザ地区への集中攻撃によって国際戦争犯罪および人道への罪を犯した可能性がある」と指摘しました。しかし、どちらの場合も調査結果や勧告に基づいた措置を実施するのに十分な政治的意思を巻き起こすには至らず、疑問が依然として残ります。すなわち、はたして国連加盟は、国際社会の政治的意思を動かし、イスラエルの免責に終止符をうち、国際社会における他の一般の国のようにイスラエルに対しても国際法と基準に従って責任を問うことができるのかという疑問です。■

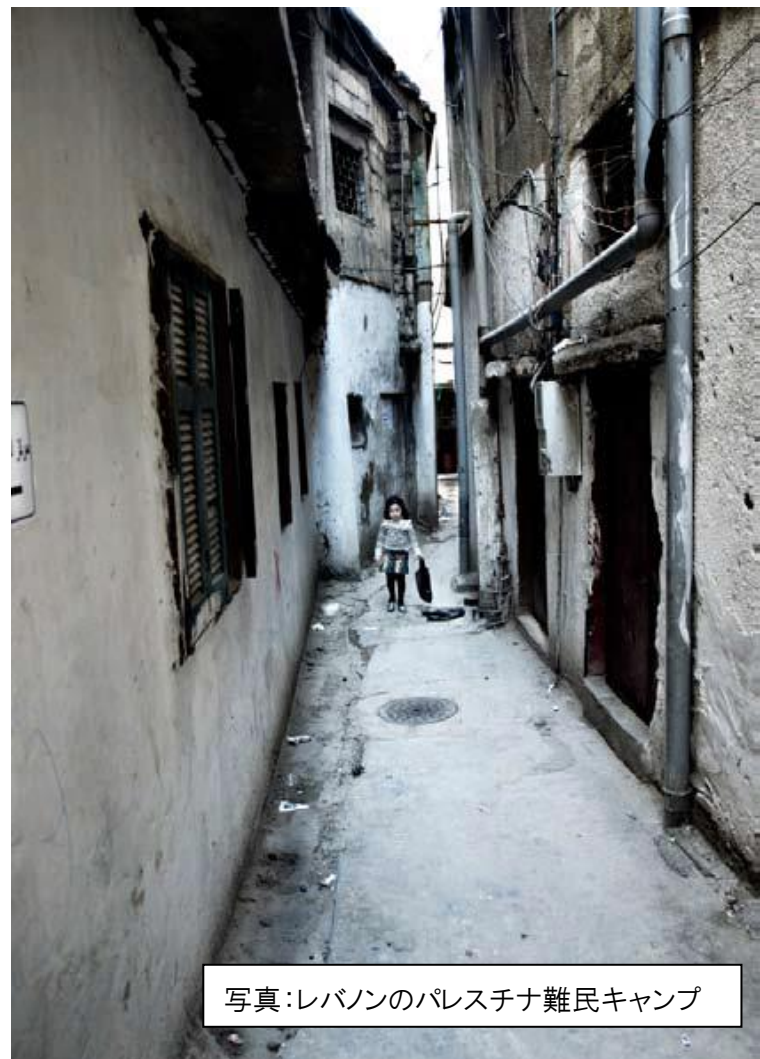


写真:レバノンのパレスチナ難民キャンプ

アムジャド・ミトリは、「パレスチナ人の居住権と難民の人権のためのバディル資料センター*」の法律研究員です。

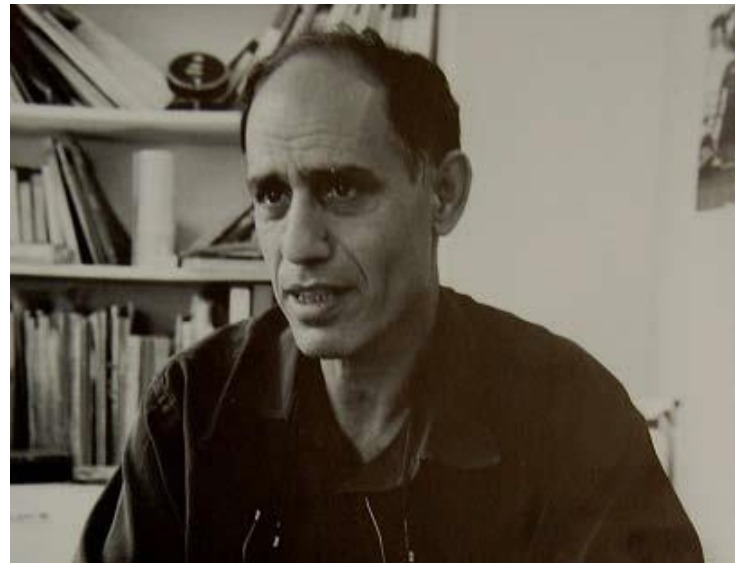
* 訳者注: 1998年設立、ベツレヘムに事務局、Badilはアラビア語で「もう一つの」という意味。

パレスチナの国家としての権利—それが原点

ナセル・イブラヒム

2011年9月23日、パレスチナ自治政府（PA）のアッバス大統領は国連正式加盟を申請しました。このことは、パレスチナおよび国際社会の双方に政治論争と法的問題を巻き起こしました。パレスチナの国家承認要求は、ハマスとファタハの間で現地でおこなわれている真の和解プロセスのクライマックスになっていたかもしれません。パレスチナの民衆運動の再構築、そしてアラブ民族との関係改善や各国およびイスラエルの反シオニスト市民社会運動との関係改善が実現していたかもしれません。そしてそれによって、今後の和平取り組みに対する新たな立場を捉え直すことができていたかもしれません。しかし、実際はそうはなりませんでした。

今回の国連正式加盟申請について第一に憂慮される点は、申請という選択が突然であり、オスロ合意から現在に至るまでのパレスチナの政治的動きを評価した結果ではなかったことです。言い換えれば、新たな国家戦略に向けた計画的行動というよりむしろ、危機に直面して選択したオプションのように思えることです。正式加盟申請という今回の行為が、いわゆる和平プロセス（すなわち交渉）という枠組みの中での外交工作以上の意味を持つためには、パレスチナの政治的・歴史的状況（パレスチナ国家の闘いおよび目的と分ちがたく結びついている）の分析が不可欠です。この和平プロセスは、1991年のマドリード中東和平会議当初から2011年に崩壊するまで機能しませんでした。すべての「和平への取り組み」が失敗したのは、パレスチナの指導者たちがパレスチナの国家としての権利の基本とパレスチナ民族の統一を飛び越えて、イスラエルによる占領下での和平構築を目指したからです。パレスチナの指導者たちはこの純然たる事実を忘れてはなりません。「和平への取り



組み」は、イスラエル-米国同盟との不平等な力関係にさらされており、さらに、この同盟にはEUとアラブ政権がパートナーとして有効なバックアップをしています。

国連正式加盟の申請という政治的選択をすることは、植民地的占領を続けるイスラエルの目的と国家解放へのパレスチナの強い願望、この両者間の対立の核心に立ち戻ることです。見込みのない加盟申請承認の成否にかかわらず、今回の加盟申請の評価は狭いアプローチを超えて戦略的視点から始めなければなりません。今回の加盟申請は、これまでの和平交渉の戦略や基準（イスラエル-パレスチナ間の力の不均衡の下で決められた条件）からの離脱を意味するのでしょうか？また、今後のすべての和平プロセスの基準として国連決議と国際法に戻ることを意味するのでしょうか？アッバス大統領が演説で「交渉のテーブルに戻る用意がある」と発言したことは心配ですが、それでもなお、先に述べたこの問いは、そしてこの問いこそが、すべての議論の基準になるべきです。その答えがイエスなら、パレスチナ国家承認の要求はパレスチナの新たな戦略の第一歩となります。その戦略とはすなわち、国家としての団結の必要性、

およびあらゆる形と資格において抵抗運動を再考すること、この二つに基づいて、パレスチナの国家としての闘いを立て直すことです。また、パレスチナの国家としての権利(帰還および民族自決の権利、エルサレムを首都とする独立主権のパレスチナ国家の樹立、入植地の撤去)に関する国民的合意を拠り所として、パレスチナ解放機構(PLO)をパレスチナ民族の唯一の合法的代表として再建することです。

過去数十年に及ぶパレスチナの闘いが示しているのは次のことです。つまり、パレスチナがその戦略的枠組み内で闘いを維持するためには、一方にあるパレスチナの国家としての権利の要件と、そしてもう一方にある政治的・社会的・文化的な動き、この両者の間に一定の調和を保つことが、唯一不可欠の基本原則であるということです。これまで、あらゆる歴史的瞬間において、この原則は交渉における駆け引きの中で破られ、その代償はパレスチナ人の権利の上に大きくのしかかりました。見込みのない国連加盟承認を待つのではなく、過去 20 年におけるリーダーたちの政治姿勢を再検討するための国内議論がパレスチナで起こらなければなりません。出発点は、政治や社会の関係者(社会運動、左翼政党、そして、世界と連携したパレスチナ解放の闘いを続けることに関心を示す大勢の人々)の間の力の均衡を再構築することです。

加盟申請の意義は二つの重要な条件にかかっています。第一は、あらゆるレベルにおける国家的優先事項に従ってパレスチナ国家戦略を修復することです。パレスチナの人々が今でもまだ民族解放を求める状況にいるという事実から出発すれば、この作業は、前提としてさまざまな形の抵抗運動や民族団結運動が相互に影響し合うことを意味します。こうした状況で、第一になすべきは、オスロ合意以降の政治を評価することです。国連正式加盟が申請されるずっと以前に、パレスチナの国民的詩人マフムド・ダルウィーシュは私たちに警告しています。「(イスラエル)

が偽りの和平を実践したのは、戦争によって得られないものを得るためだけだった。すなわち、地域の支配権と包囲下のパレスチナ人を孤立した存在として対処することだ・・・そして柔軟性をすっかり失ったパレスチナ人は結局、歴史的に私たちの故郷が本来持っていた土地の 20%に独立国家を樹立する権利承認だけを目指した調停のために、さらに大きな代償を払わなければならない。一方イスラエルは、自分たちの神話を実現させるための場所から 1 メートルさえ引き下がることを拒否している。なおかつ、パレスチナにおける歴史に根差したパレスチナ人の存在を、『永遠のユダヤ人の故郷』への外国による占領と見なし、この『永遠のユダヤ人の故郷』はパレスチナ人やパレスチナの歴史から解放されるべきだとしている」(2002 年ヨルダン紙、アッドウストゥール)

そして第二は、これまで何度も言われてきた新たな国家戦略に従って、パレスチナの政治組織(PLO および PA)再建に必要な条件を満たすことです。この組織改革で第一に目指すのは「パレスチナ解放」と「パレスチナ自治政府(PA)」という二つの任務に明確な境界を決めることです。とくに、両者が混同される過程で政治的にも文化的にも悲惨な結果が生まれました。そのことを勘案すれば、明確な役割分担は重要なことです。ファタハとハマスを現在の危機に追いやったのはまさにこうした故意の過ちでした。初めにファタハの運動を、そして次にハマスの運動を、パレスチナ解放戦略のためではなく PA のために尽くすようにしたのです。このようにして、解放を求める民族運動と PA との間に矛盾が生まれ、それはたちまち制御不可能になってしまいました。こうした政治勢力が PA と安全な距離を保っていたなら、この矛盾がこれほど深刻化しパレスチナ民族の統一や自由と独立への願いを脅かすまで至ることはなかったでしょう。これが、パレスチナの人々の社会的ニーズを満たし、パレスチナ社会における民主主義の実践を促進するために、市民・社会レベルでの PA が果たしている役割を否定するものではないことは言うまでもありません。

パレスチナの内政的、地域的、戦略的再構築は今後起こる可能性があり、これはイスラエル国家が恐れることです。つまりイスラエルは、オスロ合意でいとも簡単に手に入れた成果を失い、イスラエル社会の結束を脅かす国内矛盾の高まりに直面するからです。次の2つの場合、とりわけイスラエルへの脅威となります。第一にこの国連正式加盟への動きが、国際法に基づく進め方への回帰を意味し、さらに、パレスチナの政治運動が失敗から抜け出て再建し、国際法を基盤として再出発する機会となる場合。第二に、イスラエルにおける社会的・経済的苦悩(占領および軍事化に伴うコストと直結している)が高まり、イスラエル社会自体が苦しんでいる排除政策、人種差別政策、貧困などに対処する基本理念として、パレスチナとイスラエルの人々による協働の重要性が改

めて強調される場合です。

結論として、アッバス大統領による国連正式加盟申請が持つ意味は、今後生じる出来事の中に存在するものではありません。というのも、国連の審議によるいかなる結果も、どんな場合においても現在の力関係によって決まってしまうのですから。加盟申請というこの選択が持つ最終的な価値は、次の事実において捉えるべきでしょう。加盟申請は、パレスチナの政治的選択の道しるべとなる自明の理、すべての政治判断の原点、つまりパレスチナの完全な国家的・社会的権利、そこに立ち戻ることによって、ある程度の均衡を取り戻す機会を(最もうまくいった場合)すべての人々に与えてくれるという事実です。■

ナセル・イブラヒム

The Alternative Information Center (AIC)のディレクター。AICは、国際的で進歩的なパレスチナ-イスラエル活動家連合組織で、 Beit Salfur とエルサレムに拠点を持つ。



グローバル化するインティファダ(民衆蜂起)におけるパレスチナの闘い

マーゼン・キムシエ博士

民族抵抗運動家、
ベツレヘム大学およびアル＝クドゥス大学教授



今日アラブ世界に湧き起っている不満は、かつてオスマン帝国からの独立を求めた民衆蜂起、その後のフランスや英国による支配との闘い、そして植民地支配するシオニズムとの闘い。こうした抵抗運動の反響のように思えます。闘いの当事者たちは違いますが、歴史は繰り返しているのです。西欧諸国は自国の国内事情によりシオニズムを支持し、シオニストの目論見は情け容赦のない植民地主義へと進んでいきました。そして、それに対する住民の反応は協調の提案から武力闘争までさまざまです。政治の公正さについて抱いた幻想は、1916年のサイクス・ピコ協定、1917年のカンボン・バルフォア宣言、そして1920年のサンレモ決議から、米国による「ロードマップ」に至るまで、列挙しきれない多くの出来事で打ち砕かれました。

権力政治による陰謀は暴動の繰り返しをもたらします。1920年代のエジプト、イラク、シリアなどにその例は見られ、イスラエル占領下にあるパレスチナでの暴動、米国によるイラク占領への抵抗運動などもあります。アラブ諸国の独裁者のほとんどは欧米政府によって政権の座につかせてもらっており、独裁者に反対する運動はまさに新植民地主義への抵抗なのです。

カダフィ大佐の死を祝う欧米の偽善を見て、私はこのことに気づきました。米国政府は報復はすべきでないと何度か言っていますが、カダフィ殺害をはじめとするリビアでおこなわれた私刑に対して発言した欧

米の政治家は一人もいませんでした。カダフィは生きて健康な状態で捕えられたのですが、射殺されました。なお、私はリビアの動物相研究のため2カ月リビアに滞在しましたから、その統治体制がどんなにひどいものだったかは知っています。カダフィによる支配が終わったこと自体は良かったと思っています。

米国は、リビアに次いで今度はシリアで同様のことが起こるのを望んでいます。そして同時にエジプト人やチュニジア人にまで圧力をかけています。忘れてはいけない事は、バッシュール・アサド(その前は彼の父)やカダフィがアラブの大義を支える者ではないということです。どちらも欧米とのつながりが強く、米国軍が捕えた捕虜を喜んで受け入れて拷問していたのです。(これは「レンディション」といわれ、オバマ政権でも続いています。)シリア政権はまた、100万人以上の市民が虐殺されたイラク崩壊において、米国の協力者でした。

米国とイスラエルが共謀するチェスのような作戦では人権など考慮されません。独裁者が彼らの気に入らない人物である場合だけ、民主主義や人権が話題に上ります。しかし、米国やイスラエルはアラブの人々を過小評価していると思います。リビアではアブドル・ジャリルが自ら任じて就いた議長の座に居座り、

イラクのように欧米の石油採掘や米軍基地(1969年に閉鎖)のために国を開き、イスラエルと友好的な外交関係を築くだろうと米国とイスラエルは考えています(イスラエルはいわゆる「リビア国民評議会(NTC)」とすでに会談しています)。NTCは、「おそらく2年以内に」(言い換えれば、権力と資金力を固め、組織をコントロールできるようになったところで)、選挙をおこなうと言っています。アメリカ・イスラエル公共問題委員会(AIPAC)の上層部に魂を売っているアメリカ連邦議員は、リビアやイラクが『解放』のために金銭を払う見込みについて口にしており、両国がイスラエルと友好関係を築くと思っているのです!しかし、リビアやイラク国内には「もうたくさんだ!」という声ですでに起こっています。アラブの春、そしてアラブの人々は、米国の(シオニストである)外交政策立案者たちを驚かせることになるでしょう。民主主義は近づいています。

このような動きはパレスチナの私たちをどこに導くのでしょうか。19世紀末、先住者のパレスチナ人による非暴力抵抗運動は、シオニスト運動がオスマン帝国の支配者から支援を受けることを阻止しました。シオニスト運動はその後方向転換し、1904年からイギリス、フランスに働きかけを始め、1917年にはカンボーン・バルフォア宣言の成立に至りました。第一次世界大戦直後、イギリスの委任統治下に置かれたパレスチナでは、国民の非暴力抵抗運動が再び起こりました。1919年初め、新たに生まれたイスラム・キリスト教ソサエティは、パレスチナで西欧諸国が広める破壊政策に影響を与えようと動き出しました。例えばキング・クレーン調査団に書簡を送り、何十年の間植民地支配を受けてきた先住民族が、自分たちの将来を自分で決められるようになるべきだというウィルソン大統領が明言した目標に委員会が従うよう求めました。キング・クレーン調査団はパレスチナにとって好意的な勧告をおこなったのですが、それは無視されました。なぜなら、この地域の運命はすでに1916年のサイクス・ピコ協定や1917年のバルフォア宣言、

そして1919年のパリ「平和」会議で決定づけられていたからです。しかし、このイスラム・キリスト教パートナーシップは植民地主義排除という点で以前よりも強い結びつきとなっていました。

イスラム教およびキリスト教のパレスチナ人は1921年、シオニストのハーバート・サミュエルが英国統治領パレスチナ高等弁務官に任命されたことに共に抗議しました。また、自分たちが住んでいた土地の所有権をヨーロッパのユダヤ人に委譲することを求める不当な土地法に共に抗議しデモをおこないました。1920年代後半には抵抗運動を共におこないました。1936年には、シオニストによる植民地活動の終結およびパレスチナ人の自由を求めて共にストライキを実施し経済活動を麻痺させました。

こういったイスラム・キリスト教パートナーシップはユダヤ人を標的にしたものではありませんでした。事実、活動家たちはわざわざ「ここに住むユダヤ人は、私たちと同じ権利を持ち、同じ苦難に耐える国民です」と断言しています。1920年3月11日、パレスチナの主要都市で多くの平和デモがあり、これが後にイスラエル軍となる地下軍事組織ハガナーを生むことになりました。1920年と1921年の暴動は解放を求める最初の大衆運動だったのです。その後、こうした民衆蜂起のは、比較的沈静化した時期をはさみながら続きました(スムード運動などさまざまな形での抗議行動は続いていた)。沈静化の期間は地理的・政治的状況に応じて、8年から15年にわたりました。主な暴動が起こった年は、1920~21年、1929年、1936年、1955~56年、1971~72年、1982~84年、1987~91年、2000~05年です。

これらの一連の暴動から教訓が学べます。例えば1936年の暴動は市民の抵抗運動(終盤には一部武装行動もありました)が大きな成功をおさめ、パレスチナで一番(恐らく世界で一番)長く続いたストライキもおこなわれました。その蜂起が弱体化したのは、

①ジャッファ(Jaffa)などパレスチナの都市いくつかに及ぶ広域が(集団的処罰措置として)占領当局に破壊されるなどの大規模な弾圧、②イギリス政府を「信頼する」ようパレスチナ人を追い込むアラブの裏切り者政権、③最初は暴動に反対し、次に指導者であると主張し、やがてその経費を利用する(ほとんどが自ら任じて就任した)パレスチナの政治家などのような要因があったからです。

オスロ・プロセス(1990年代に和平を目指しておこなわれたイスラエルとパレスチナ間の政治交渉)は、1987年から1991年の蜂起から大きな成果をあげることができませんでした。またこのオスロ・プロセスと引き換えに、パレスチナ人の抵抗は集結させられ、イスラエルに対する国際社会からの圧力も終わりを告げました。そして、イスラエルは植民地への入植者倍増、大幅な移動制限、エルサレムの孤立化・ユダヤ化、パレスチナに残っている土地の分断、などを自由におこないました。しかしそんな時でも市民の抵抗運動は広がり加速していったのです。

報道関係者、パレスチナ人、外国人などがパレスチナ人の闘いに参加しようと辺境にある小さな村々を訪れ、そうした村が有名になりました。バドラス(Budrus)、マーシャ(Masha)、アルワラヤ(Al-Walaja)、ニリン(Ni'lin)、ビルン(Bil'in)、 Beit Ommar)、その他、何十もの村々です。各国でパレスチナとの連帯運動が広がり、取り組みはさらにグローバル化しました。私たちの人間的な闘いは、「ウォール街を占拠せよ」運動からアラブ世界の独裁者打倒、そしてパレスチナの抵抗運動へとつながっています。

現在のパレスチナ指導部は、のどの党派をとっても、国の目標をはっきりと示し、その目標に向かうための戦略を打ち出すことができていません。そのために私たちの危険は一層高まっています。不運なオスロ・プロセスが失敗したのは、このプロセスが他の多くのことと同様、パレスチナの人々に立ち戻ることなく少数の

個人の決断によって進められたからです。アッバスやその側近が、交渉に行くかどうか、国連に訴えるかどうか、国際司法裁判所に訴えるかどうか、などについて決断しても、それらはすべて失敗するでしょう。代表でもない少数の小さな組織、あるいは単に個人が決定しようとしているからです。世界の1,100万人のパレスチナ人を無視して成功するはずがないのです。

豊富な資金を持ち、暴力的で、そして西欧の大帝国の支援を受けたシオニストの計画は公言している目標を達成できませんでした。シオニスト国家は軍事的、経済的には強力ですが、道徳面、倫理面、管理・運営面の手法は失敗なのです。そして、今後避けることができない事態を止めようとあがいています。しかし私たちパレスチナ人も、こうしたイスラエルの失敗をパレスチナ人の自由、帰還、自己決定へと変換できてはいません。これまで、私たちは前向きに歩を進めてきました。私たちがおこなってきた「スムード」(粘り強い運動)や抵抗運動は、植民地計画の進行を遅らせ、自由を求める私たちの総意を主張を強める前向きな成果をあげてきたのです。過去20年間で私たちの抵抗は、グローバルな闘い/グローバル化したインティファダとなり、それが中東、そして世界の安定への鍵となるのです。

パレスチナ人が強く望むなら、私たちは新たな指導体制を選ぶことができるはずですが、そして機能不全のパレスチナ自治政府を解体し、代議制のパレスチナ民族評議会を設立し、パレスチナ国内の、また難民となっている何百万ものパレスチナ人の能力とエネルギーを結集して自由に向かって努力することができるのです。アラブの春、そしてシドニーからロンドンやウォール街に広がる市民運動によって、私たちの闘いは一層の力を得るでしょう。私たちの闘いは、民衆の抗議行動、メディア、インターネット、ロビー活動、BDS運動、道徳的説得などの手段を使って今や世界的な蜂起となりつつあります。そして、さらに

多くの活動によって民主主義、正義、平和といった目標は必ず達成されます。米国やイスラエル政府がいくら時計を巻き戻そうとしても、パレスチナ難民は故郷の家や土地に戻り、アラブ世界のすべての人々

は自由と尊厳の中で生きるのです、これは間違いのないことです。それがいつになるかはまさに私たちの力にかかっているのです。■



草の根のイニシアチブ BDS 運動 —自由・正義・平等



2005年、パレスチナの市民社会は、イスラエルが国際法およびパレスチナ人の権利を順守するまで対イスラエルボイコット・資本の引き揚げ・制裁措置(BDS)をおこなうことを求める世界規模のキャンペーンを開始しました。そして、2007年に設立されたパレスチナBDS全国委員会(BNC)がこのキャンペーンを取りまとめています。良心的な人々は、BDSを通じてパレスチナ人の正義を求める闘いに大きな役割を果たすことができます。

イスラエルは何十年もの間、パレスチナ人の基本的な権利である自由・平等・自己決定権を民族浄化・植民地化・人種差別・軍事占領によって否定してきました。国連などの国際機関や有力な人権団体がイスラエルの政策をたびたび非難してきたにもかかわらず、国際社会はイスラエルに責任を果たさせ、法の基本原理を順守させることができずにきました。イスラエルは罰せられることなく罪を犯し続けています。

この長年にわたる失敗を踏まえて、パレスチナの市民社会は全世界の市民に行動を呼びかけました。2004年7月9日、国際司法裁判所は被占領パレスチナ地域(OPT)にあるイスラエルの分離壁の違法性について歴史的な勧告的意見を出しました。そして、その1年後の2005年7月9日に、パレスチナ市民社会の大多数の人々は同胞や世界中の良心的な人々に、パレスチナ人の権利が国際法に準じて完全に守られるまでイスラエルに対して広範なボイコットをし、資本を引き揚げ、制裁措置をおこなうよう呼びかけました。

BDS キャンペーンは人権基盤アプローチに基づいており、大きく分けて3つのパレスチナ人グループに焦点を当てています。それは難民、ヨルダン川西岸とガザ地区にいる占領下のパレスチナ人そしてイスラエル国内のパレスチナ人です。この呼びかけは、イスラエルが国際法上の責任を果たすまで、さまざまな形でボイコットをするよう求めています。



「国連への正式加盟申請」に関するパレスチナ BDS 全国委員会の立場

パレスチナ BDS 全国委員会 2011年8月8日発表

パレスチナの国連加盟申請を求める外交上の働きかけに関する議論がおこなわれている中、パレスチナ人の自由・正義・平等を支持する世界中の良心的な人々の間で、その方策について多くの正当な疑

問が生まれました。南アフリカのアパルトヘイトに対する闘いと同じく、パレスチナの連帯運動団体や活動家は、特にボイコット・資本の引き揚げ・制裁措置(BDS)という形の協調的かつ効果的で持続的な団

結だけがイスラエルに国際法を順守させることができ、広範なパレスチナ人の権利を実現することができるかと信じています。そして、その考えは私たちも同じです。

パレスチナ最大の市民社会組織であるパレスチナ BDS 全国委員会(BNC)は、以下に、この件に関する立場を示す基本方針を再び記載し、詳しく説明します。これは 2011 年 6 月 1 日に発表された声明と同じものです。

1. 自決権

パレスチナ人にとって最も基本的な奪うことのできない権利は自決権です。占領終結はこの権利を行使するための一つの柱です。自決権は、パレスチナ人にとっては PLO（パレスチナ解放機構）により代表されており、「すべての人が、外部からの干渉なしに自分の政治的立場を決め、経済的・社会的・文化的発展を追求する権利」として一般に定義されています。すべてのパレスチナ人が、今住んでいる場所に関係なく、国際法や国民主権・民主主義の原則に基づいて持つ権利です。国外の難民やイスラエル国内に住むパレスチナ人を含むすべてのパレスチナ人は、民主的な PLO に参加し、国連やその他の場で代表される権利があります。そして、PLO は政治的立場を決定し、すべてのパレスチナ人の経済的・社会的・文化的発展を追求します。

すべてのパレスチナ人による自決権行使のための、最低限の条件とは次の通りです：

- a. 1967 年にイスラエルが占領したすべてのアラブの土地の、イスラエルによる占領および植民地化を終結させる。
- b. イスラエルの合法化され制度化された人種差別制度(アパルトヘイトに関する国連定義に一致する)を終結させることで、イスラエル国内に住むパレスチナ人に完全に平等な権利を保証する。
- c. パレスチナ難民が追い出された家や土地に帰る、国連が認めた権利の実施を尊重し、可能にする。

2. PLO

パレスチナ人が自決権を行使できるようになるまで、PLO は国連やその他の国際、地域、および多国間の組織において、すべてのパレスチナ人を代表する唯一の合法的代表です。パレスチナのほとんどの人々はその他の選択肢を受け入れません。

3. イスラエルへの加担と説明責任

パレスチナが国家の地位を持つ権利を認めている国は、イスラエルによるパレスチナ人に対する占領・植民地化政策・アパルトヘイトの維持、隠蔽、あるいは強化への加担をやめる義務を、国家の地位を認めていない国以上に負っています。パレスチナ国家を認めながらイスラエルとこれまで通りの関係が続ける国は偽善よりもひどいことをしているのです。こうした国はイスラエルがおこなっている、国際法およびパレスチナ人の権利に対する重大かつ執拗な侵害をやめさせるという、自国に課せられた基本的な法的および政治的義務に背いています。



国連への加盟申請の前後：パレスチナ人の権利への闘いの強化

BDS 全国委員会の声明(2011 年 6 月)より引用

2011 年 9 月はイスラエル・パレスチナ和平交渉が始まって 20 年目となります。いかなる客観的基準から見ても、交渉はまったくの失敗だったと広く認められています。この偽りの和平交渉は、イスラエルによるパレスチナ人の土地の徹底的な植民地化、パレスチナ人の基本的人権否定の継続、段階的なパレスチナ人の民族浄化などを隠蔽する一方、和解という誤った印象を与えました。こうした状況において、パレスチナが国家の地位を持つ権利とイスラエルの占領から解放される権利がずっと先延ばしされており、これらの権利が、イスラエルの拡大主義擁護のために狂信的に偏った米国「外交」の人質にこれ以上されるべきではないと世界の大多数の国が認めました。このことを BNC は歓迎します。しかし、イスラエルの占領や植民地支配を現実に終わらせるには、パレスチナ国家の承認だけでは明らかに不十分です。また、国連承認によって、国連の定義でアパルトヘイトとみなされている、イスラエルの何十年にも及ぶ合法的な人種差別を終わらせることも、暴力的に追放された何百万人もパレスチナ難民が故郷に帰れるようにすることもできないでしょう。

外交上の承認は、すべてのパレスチナ人の自決に関わる不可侵の権利の保護につながらなければなりません。そして、すべてのパレスチナ人を代表するのは誰をも排除しない民主化された PLO であり、PLO は占領下のパレスチナ人のみでなく、パレスチナ人の大半である離散状態にされた難民、イスラエルで差別されている市民を代表します。国家としての承認を象徴的な意味を超えた実効あるものにするには、イスラエルが国際法に基づく義務を完全に順守することを目的とした、効果的で持続的な対イスラエル制裁措置がとられなければなりません。南アフリカのアパルトヘイトを終わらせる闘いや、最近のアラブに

おける自由と正義を求める闘いに見られたように、各国政府は、明らかに違法で非道徳的な抑圧政権に対して、単に倫理的理由で背を向けることはしません。自国の方針を検討するに当たり、経済的利益や主導権をめぐる力学の方がずっと重要なのです。実際、イスラエルのベンジャミン・ネタニヤフ首相の米国議会における好戦的で戦争を挑発するスピーチ、そして最近の米国のバラク・オバマ大統領によるイスラエルへの屈辱的降伏。これは、米国が中東地域に公正な平和をもたらすことができる、またはその意思があるという希望に未だにしがみついている人は妄想を抱いているのだということをはっきり示しています。

アパルトヘイト廃絶から学んだ重要な教訓は、イスラエルがおこなっている重大かつ執拗な人権侵害と国際法違反への各国の加担をやめさせるには、社会運動や市民社会を構成する人々による組織化された集団的な草の根の圧力を通して、各国が加担をやめざるを得なくすることです。この流れにおいて、自決・自由・正義・平等を求めて闘っている私たちパレスチナ人と国際社会が連帯する上で、BDS は最も有力かつ有望な戦略であることがわかりました。

これらを踏まえ、またアラブの春をもたらした人々の意志と力に触発されて BNC は、米国やその他世界で最も力のある国々で国連加盟申請の前後に大規模な BDS 運動を進めるよう、良心的な人々や各国の連帯組織に求めます。パレスチナの状態としての地位について 9 月に国連でどのような外交上の承認がなされても、そのことをパレスチナの人々の権利の進展につなげる、それを確実にできるのはこうした大衆運動によってだけです。そして、イスラエルおよびイスラエルの罪に加担する国々を一層孤立させるこ

とで、イスラエルが占領・植民地化政策・アパルトヘイトに対するより大きな代償を払うようにさせることが確実にできるのは、やはりこうした大衆運動だけです。大衆による連帯運動は、イスラエルの罪に加担している国々(特に米国)の政治家たちに、イスラエルの

植民地支配的かつ好戦的な計画を支援するシオニスト圧力団体への説明責任ではなく、自国民に対して責任をとらせることができます。大衆による連帯運動は、正義に基づく包括的かつ持続的な和平への唯一の希望です。



アミールからのお願い:ボイコットに参加してください!

名前:アミール・アワド(13 才)

場所:ベイト・サフルの中心にあるスーパーマーケット

使命:イスラエルの占領と闘うために商品をボイコットする

インタビュアー:JAI ノルウェー人ボランティア カティンカ・アーカネス

11 月初めの寒い雨の日に、アミールは JAI を訪れました。「雨はいいね」とアミールは言いました。「イスラエルのせいで、水がとっても大変なんだ」。でも、この少年は、占領に対する不満から生まれるエネルギーを雨を喜ぶことだけに使ってはいません。アミールの計画は、雨を降らせてくれる天気的神さまをほめるだけではないのです。

パレスチナ人が日々体験するさまざまな問題と同様に、アミールの家族もイスラエルの法体制の下で問題に直面しています。彼の家族は一人の妹を除いて全員エルサレムの ID を持っています。この妹はイスラエルの法律とパレスチナ自治政府の間で板ばさみになり、身分証明書を持っていません。ID を得るために何年も苦勞した末、妹はイスラエルからは ID も何も望まないと決心しました。その結果、アワド一家はボイコット運動を始めることになりました。今、家族の中で BDS 運動の中心になっているのはアミールです。この運動にかかわっているアミールは要求が多い手強いお客で、必要なら店員を困らせることもあります。



アミールはショッピングモールで、実際どのようにボイコットするのかを話してくれました。ラベルに記載されている言語がその商品の生産国を表すと思っていると簡単にだまされてしまいます。アラビア語とヘブライ語が併記されている商品もあります。例えばオリーブのようなパレスチナ文化に深く根付いた伝統的な商品でもイスラエルで生産されたものかもしれません。でも、慌てないでください。見分けるコツは簡単です。アミールの説明によれば、すべての商品のバーコードには数字が入っています。その数字が 729 で始まっていたら、それはイスラエル産です。もし 544 ならパレスチナ産です。さらに、わかりにくい例外があります。アミールによれば、天然ミネラルウォーター「エリコ」は一見パレスチナ産のようですが、税制のためにイスラエルに利益がいくようになっていきます。ですか

ら、アミールは「アルワ」を買うことを勧めます。

アミールはまだ 13 才ですが、既に確固たる信念を持っています。将来、この若い理想家が、国家としてのパレスチナを代表する前途有望な外交官となっているかどうかは、時が来ればわかるでしょう。国連のさまざまな機関へのドアは開きかけているのかもしれませんが。もしこの BDS キャンペーンが地域社会によって強化され、国際社会で推進されれば、国際社会へのパレスチナのアプローチは今後変化するかもしれませんが。BDS が進展し、人々が BDS による既存の権利に気づき、それに従って生活すれば、国連に承認を要請する必要もなくなるのかもしれませんが。■





国連への正式加盟申請 —その後の若者たち 「失望しながらも前へ進む」 ヤザン・アルズバイディ

1948年ナクバ、1967年ナクサ、1964年PLO(パレスチナ解放機構)設立、1987年第1次インティファダ、1988年パレスチナ国家樹立宣言、1994年PA(パレスチナ自治政府)設立およびオスロ合意後の交渉開始、1999年第2次インティファダ、2004年分離壁…これらは世界にとっては単なる日付でしかありませんが、パレスチナ人にとってはイスラエルが私たちにさまざまな不公正や差別をおこなった重大な日なのです。しかもそれは、これからずっと続くのです。

こうした出来事は誰もが知っているのですが、ここではパレスチナやパレスチナ人の歴史の詳細まで述べることはしません。

1993年に交渉が始まり、PAとイスラエルとの間で合意文書に署名されるたびに、PAを信頼していたパレスチナ人はより良い未来へ希望を抱きました。これにより自分たちパレスチナ人と、未来の世代の人々に平和と良い暮らしがもたらされると思っていました。約18年にわたる交渉があり、パレスチナ人は犠牲が払いました。そして、私たち「未来の世代」が現れ、現状を直視し評価できる大人になりました。

交渉の結果、私たちが得たものは…分離壁、入植者の増大(2011年現在、約60万人が西岸地区に住んでいます)、さらなる土地の接収、入植地の増加、パレスチナ人に対する水利用の大幅制限、検問所の増加、西岸地区を始めとする世界中の難民

キャンプでのパレスチナ人難民の増加、などです。そしてイスラエルによる抑圧的な行為が増えています。このような事実を踏まえて私は、PAのある有力な交渉担当者に質問しました。「…このような事実を考えると今PAは別的手段を講じるべきだとお考えになりませんか」。答えは案の定、すべての政治家の答と同じようなものでした。「…そうです。交渉は失敗に終わりました。だから私たちは別の方法で交渉しなくてはなりません…」これは2011年6月のことです。

この答えは、PAの人たちがどう考えているかを教えてくださいたい、私はこの状態にどう対応すべきでしょうか。また、パレスチナの若者はどう行動すべきでしょうか。ガザ地区と西岸地区の分離に関して解決もできずに交渉に向かうPAを、どう信頼すべきなのでしょう。

そして今私は、PAは194番目の国家としての地位を得るために国連に行き、それを世界に認めってもらうために国際社会に対峙したのだと考えています。とはいっても、すでに1988年には故ヤーセル・アラファト議長が、世界中のパレスチナ人を代表するものとしてPLOの承認を受けています。しかし、2011年現在の国連への正式加盟申請は西岸地区とガザ地区のパレスチナ人だけを代表するものです。他のパレスチナ人はどうなるのでしょうか。パレスチナ領土の支配についてはどうなのでしょう。国連への申請は、パレスチナが占領下であり、PAがパレスチナの領土を実際には支配できないという事実を変えるこ

とはできません。

こうしたことから、国連への申請は国際社会の支持を再度得るための単なる外交的な動き(成功しませんでした)でしかないことがわかります。そして、パレスチナ人には何の関係もありません。占領の終結、独立、平和と正義のもとでの生活、といったパレスチナの人々の希望とも関係ありません。パレスチナ人の一部にはこの動きが自分たちに恩恵をもたらすのではないかと期待して支持した人もいました。しかし、明らかにそうではありませんでした。国連安全保障理事会がこの動きに賛成せず、米国はパレスチナに対して拒否権の行使さえする必要がなかったのですから。

一方、国連に正式加盟申請をおこなったことはイスラエルを追いこみました。パレスチナ人が公的なものではなくても、民間レベルで国際社会の支持を集め

ているという印象をイスラエルが持つことになりました。パレスチナとして国家の地位を得られなかった今私たちが望むのは、決議が国連総会に戻され、審議に時間がかかる中で国連決議 377 号(平和のための結集)を導くことです。これにより4分の3の賛成票*でパレスチナ国家への地位申請について投票をおこなうことができるようになります。

現実には何も変わらず、イスラエルはパレスチナ人に対する数々の不正と人権侵害を繰り返しています。一方 PA は外交的な動きをするのみで実際には何の変化ももたらしていません。

パレスチナにとって現実に良い変化がみられる、その時まで私たちは現在の状況に失望しながらも前に進みます。パレスチナ人としての権利を信じ、それを獲得するために行動しながら、私たちはより良い未来を求めて現状を変えなければなりません。■

ヤザン・アルズバイディは JAI の若者向けプログラムのディレクターです。

*訳者注: ここでは「4分の3」となっているが、国連の規定では「3分の2以上の賛成」となっている。



土地を守る

JAI GoCY * ノルウェー人ボランティア

カティンカ・アーカネスによる農民とのインタビュー

名前: C.S.さん、1938 年生まれ

土地のある場所: シャファ(Shafa)(ベツレヘムとヘブロンの間地)

職業: 自分の土地を守るため闘っている農家

「ほう！私の土地だ。しかも私の畑は周りのより青々としている！」コンピュータ上でグーグルアースが表示する自分の土地を見て C.S.さんは嬉しそうに笑いました。自分の所有する土地に大きな誇りを持っているのがよくわかります。C.S.さんの家族に数世代にわたり語り継がれた思い出を聞けばこの土地における彼の歴史的ルーツは明らかです。

この土地は何世代にもわたって相続されてきました。父親が 2004 年に 100 歳で亡くなったとき、C.S.さんは父親の仕事を引き継ぎました。イスラエルが 1970 年代にグリーンライン(1967 年戦争以前の停戦ライン)より 5km パレスチナ側に建設した新入植地アロン・シュヴット(Alon Shvut)はこの農場の近くで、そこには今 3,500 人のイスラエル入植者がいます。

国際社会は、入植は国際法に違反しているとみなしています。占領国の住民が占領地に移住することを禁止しているジュネーブ第 4 条約があるからです。一方イスラエル政府は、この条約はパレスチナの領土には適用されないと反論しています。しかし国際司法裁判所ならびに赤十字国際委員会の両者ともイスラエルの主張をしりぞけ、入植は違法であると宣言しています。

イスラエル入植地の存在は C.S.さんにさまざまな影響を及ぼしています。最悪だったのは、1979 年に

13,000 平方メートルに及ぶ一族の土地が何らの補償金の提示もなく没収されたことです。イスラエルの言い分では、アロン・シュヴット入植地を北西に拡張し、さらに北側の前哨地、つまり新しく計画中の入植地のためにこの土地が必要だったということです。イスラエル軍は C.S.さん所有の土地までも没収しようとしたが、彼は高額な裁判費用を支払ってイスラエルの裁判所で闘いました。その結果、土地の没収という最悪の事態は免れましたが屈辱的な条件を付けられました。

第一に、彼の土地はエリア C に属します。これは全面的にイスラエル軍の文武統制下に入るということを意味し、自分の土地を自分の好きなように使う権利は制限されるのです。例えば、一年生作物以外の木やぶどう、大きな栽培物を植えることは禁止されています。さらに、全域が自然保護区に指定されたことで、鹿は作物を荒らし放題ですが、畑を荒らす動物に対して農民は何もできません。

農園に行く手段も大きな問題です。2001 年から 2004 年までの間、彼はエレサレムとヘブロンを結ぶ主要道路であるハイウェイ 60 の使用を禁止されました。この道路が土地への最短ルートです。この道路を使えば家から畑まで 5km ですが、実際には 2 つの村、サヒール(Sahir)とベイト・ファジャー(Beit Fajar)を経由して 50km の道を行かなければなりません

した。現在では、畑へ行くのにハイウェイ 60 を使用できますが、キリスト教徒の C.S.さんも、ユダヤ教の暦に従うように言われ、ユダヤ教の安息日である金曜日と土曜日は働くことができません。

彼は農園を経営しようとする闘いの中で多くの困難にぶつかります。イスラエル政府は水や電気の使用を制限するなどして仕事をしにくくし、農園の維持ができなくなるようにするのです。許可を得ずに自分の土地の中にある建物の内部をリフォームすることはできません。このため建物がだんだんに傷んでいっても、家族全員でただ眺めているほかありません。

イスラエル人入植者たちが、彼の土地を 10 万米ドルで売らないかと聞いてきたことがあります。そんな取引は問題外ですが、寛容さもあり、彼は別の条件をつけた提案をしました。入植者たちが建物のリフォームの許可と農園の電気の許可を出すならば、土地の一部を譲渡してもよいと言ったのです。このようにしてパレスチナ農民は入植者を黙らせることができました。それでも脅迫めいたことは終わりませんでした。C.S.さんは入植者から攻撃を受けたのです。入植者は農園には不要なものを彼の土地に建てようしたり、土地の中に道路をつくらうとさえしました。

パレスチナ農民に対する嫌がらせはパレスチナ人を土地から追い出すという政治的戦略につながり、イスラエルの利益になると彼は考えています。イスラエ

ルの法律では、苦しい状況に屈して耕作をやめ、土地を放棄して 3 年が経過すればすぐに、イスラエル政府がその土地を所有することができます。しかし C.S.さんは土地を離れることはないと言います。この土地は家族のルーツと伝えていくべきものを象徴しているからです。

国際機関に問題を持ち込んで闘う人もいますが、故郷の地にとどまって闘い続けなければならない人もいます。広い見方をすれば C.S.さんは独立国の基礎である地域のビジネスを維持するという貢献をしているのです。彼は国連への加盟申請に楽観的ではありませんし、紛争を簡単に解決する方法を見つけないのも難しいと考えています。困難があるにもかかわらず、自分たちの生活を継続していくという彼の姿勢は、パレスチナ人は自分たちの土地の権利を誰かに申請したり懇願したりする必要はないのだという明白なメッセージになっています。もしすべてのパレスチナ人がこの農民のような行動をとれるならば、国家として認められることを含めて国連への働きかけは必要なかったかも知れません。

イスラエルへの圧力は多方面から来ています。C.S.さんのような不屈の農民の存在も確実にそうした圧力の一つです。彼は心変わりすることはありません。自分の土地を離れることを拒否している他のパレスチナ人農民と心は一つなのです。■

* 訳者注: GoCY は南と北の YMCA と YWCA による若者交流プログラム。Go and See the Y, Go and See why を意味する。



正義のための公正な貿易

リンダ・マルティンセン



ベツレヘム周辺の分離壁には、今より平等な世界を期待する言葉や世界が責任を持って一步を踏み出すべきことを表した落書きが見うけられます。「誰の流す血の色も同じだ」「太陽が昇るとき、日の光はすべての人に平等に射す」「愛はすべてを解決する」などです。そしてこの壁の隣には希望と平和、繁栄のシンボルを表すオリーブの木が生い茂っています。この紛争の中心地で、私たちは国際基準としての正義を創造するようなものを見つけることができるのでしょうか。もしそうならば、それはどんなものなのでしょうか。

アハバ社は毎年およそ 1.5 億ドル相当の利益を上げていますが、その利益のほとんどは欧米諸国から得ています。この大会社は死海の鉱物から化粧品を製造していますが、その利益はすべてパレスチナの人々の犠牲によるものなのです。第 4 ジュネーブ条約は占領国が支配している土地の資源開発を禁止しており、このビジネスはこれに違反しています。占領

地域で盗んだ鉱物を使用して、違法入植地で製品化し、違法貿易契約で輸出しているのです。

数十億ドル規模の大企業は世界中の多くの国家より大きな力を持っています。このような企業に対し私たちは政府や国際機関が指導力を発揮し、私たちのために道徳的で責任ある行動を起こすと信じています。しかし私たちのためにこのような大会社、国家や国際機関に行動を起こさせるということは理にかなっているのでしょうか。ゆがめられた力関係の世界の中で改革をおこなうことは本当にできるのでしょうか。

パレスチナは 9 月に国家としての承認と国連への正式加盟の申請をしました。しかし手続きが開始する前から結果は明らかでした。安理会で推薦されない、あるいは、常任理事国のうちの一国が拒否権を行使することにより、パレスチナは国連の正式加盟ができませんでしょう。世界中の大多数の国がパレスチナを国家として認めることに賛成し、ユネスコへの加盟にはすでに賛成したとしても、世界で最も力のある国、米国が最終的な決定権を持っているのです。

もし米国や国際機関、会社などが、世界が不正義と判断していることを変革する意思がない、あるいは改革する手段を持っていないなら、私たちに残されていることは何でしょうか。

この世界で最も力を有しているのは国家ではなく、私たちが品物を購入したり、私たちが行動することから利益を得ている会社です。消費者としての私たちは、会社の製品を買うことでその会社に利益を与え、その利益が会社の力のもとになっています。したがって私たちはその会社がどう行動し、何を売るかに影響

を及ぼす力を持っているのです。私たちが会社に与える力の方が会社の力より大きいのです。私たちは政治や、経済的利益に縛られていないので、私たち個人が公正な貿易を選択すれば不公正な会社をボイコットでき、事態を変えることができます。世界の意思決定の多くは力のある国や会社がおこない、その裏では力の小さい国や会社が犠牲を払っています。このようなパターンを止める一つの方法は、会社や国の不公正を止めさせて、力と力の争いに介入する

ことです。

不公正なやり方で作られた製品を買わないことで、パレスチナの人々に対する違反行為をやめさせることを手助けできます。アハバ社やその他の会社であっても、どんなものを買って、その商品がどこで作られているかに注意しましょう。あなたが何気なく使うお金は、不公正で違法な行為を助長する可能性があるのです。■

リンダ・マルティンセンは、2011-2012年 JAI GoCY*ノルウェー人ボランティアです。

*訳者注:GoCY は南と北のYMCA とYWCA による若者交流プログラム。Go and See the Y、Go and See why を意味する。



アハバ:盗まれた美

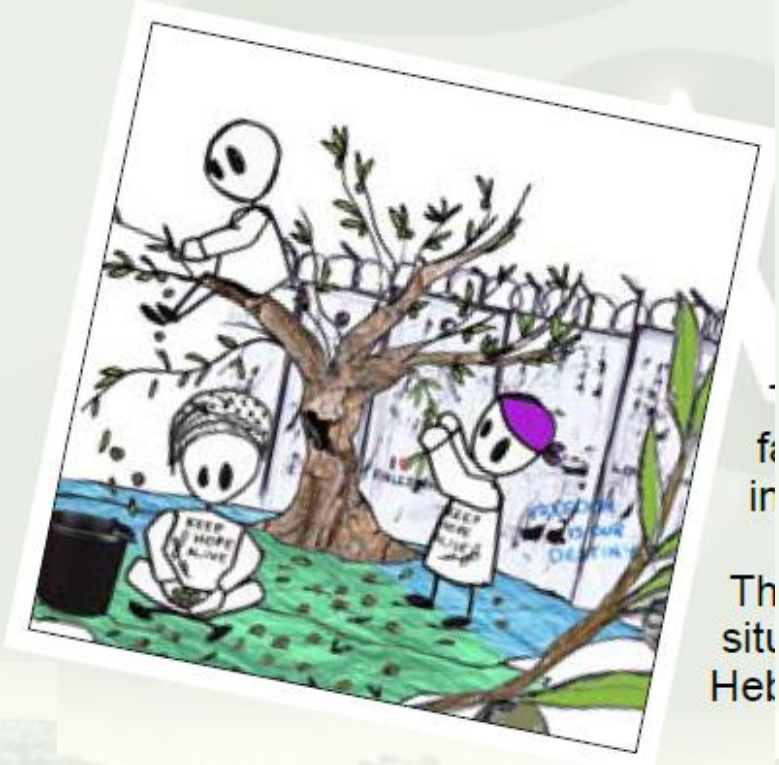
この商品を買うと違法占領を支持することになります！

パレスチナを占領して利益を得るイスラエルの会社製

The Olive Tree Campaign



Campaign



fa
in
Th
sit
Het



s
an
ins,

ESTINE

The Olive Tree Campaign

Joint Advocacy Initiative Magazine Winter 2011

East Jerusalem YMCA -
Beit Sahour branch
Tel. / Fax: + 970 (0)2 2774540
info@jai-pal.org
www.jai-pal.org

Joint Advocacy Initiative
The East Jerusalem YMCA
P.O. Box 19023 East Jerusalem

編集:

イブラヒム・ハナウネ (JAIメディア・オフィサー)
カティンカ・アーカネス (JAI・GoCYノルウェー・ボランティア)

写真:

ガザラ・カラテラ

翻訳版 JAIマガジン2011

2013年5月発行

翻訳協力 国際語学ボランティアズ(ILV)

井上由紀子・呉みどり・黒木聖司・小泉延枝・芝田貞子・
柴田幸子・高橋りえ子・久宗百合子・山高万寿子

編集・発行 公益財団法人 日本YWCA

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台 1-8-11

東京YWCA会館 302号室

Tel: 03-3292-6121 Fax: 03-3292-6122

E-mail: office-japan@ywca.or.jp

<http://www.ywca.or.jp/>